

実践！創エネ・省エネ

事業者用

平成30年度「所沢市スマートエネルギー補助金」のご案内

市内の事業所に太陽光発電システムや蓄電池、エコカーなどの再生可能エネルギーの活用や省エネルギーを推進する設備等を導入する事業者に補助金を交付します！

地球温暖化の主な原因である「二酸化炭素」は産業部門と民生業務部門からの排出が、全体の約40%を占めています。

太陽光発電システムなどの再生可能エネルギーを導入したり、エネルギー管理システム(BEMS、HEMS)などの省エネルギーの設備を導入することで、エネルギーをスマートに使うことができ、二酸化炭素排出量の削減につながります。

ぜひ、設備の更新や購入の際には、環境に配慮した設備をご検討ください！



問い合わせ先

所沢市 環境クリーン部 環境政策課

〒359-8501 所沢市並木1-1-1
電話：04-2998-9133
FAX：04-2998-9394
E-Mail：a9133@city.tokorozawa.lg.jp



所沢市は「COOL CHOICE」に賛同しています。

◆補助対象者

自らが事業を営み、又は活動する事業所において補助対象事業を実施する者
(※賃貸住宅の所有者の方も補助の対象です。)

◆補助対象事業

平成30年4月1日以降、市内の事業所へ下記のとおり設備等を導入する事業(ただし、補助対象経費の合計が100万円以上となる事業に限る)

《補助対象項目》

- ・太陽光発電システム
- ・太陽光採光システム(太陽光追尾式)
- ・太陽熱利用システム
- ・地中熱利用システム
- ・高効率機器(給湯又は空調)
- ・エネルギー管理システム
- ・蓄電池
- ・エコカー
(電気自動車、プラグインハイブリッド自動車、燃料電池車)
- ・エコカー充電設備
(急速充電器、普通充電器)
- ・冷凍冷蔵設備
- ・省エネ照明(LED等)【**単独申請不可**】
- ・エコオフィス
(低炭素建築物、ネット・ゼロ・エネルギービル)
- ・その他(高遮熱塗装等)

◆申請期間

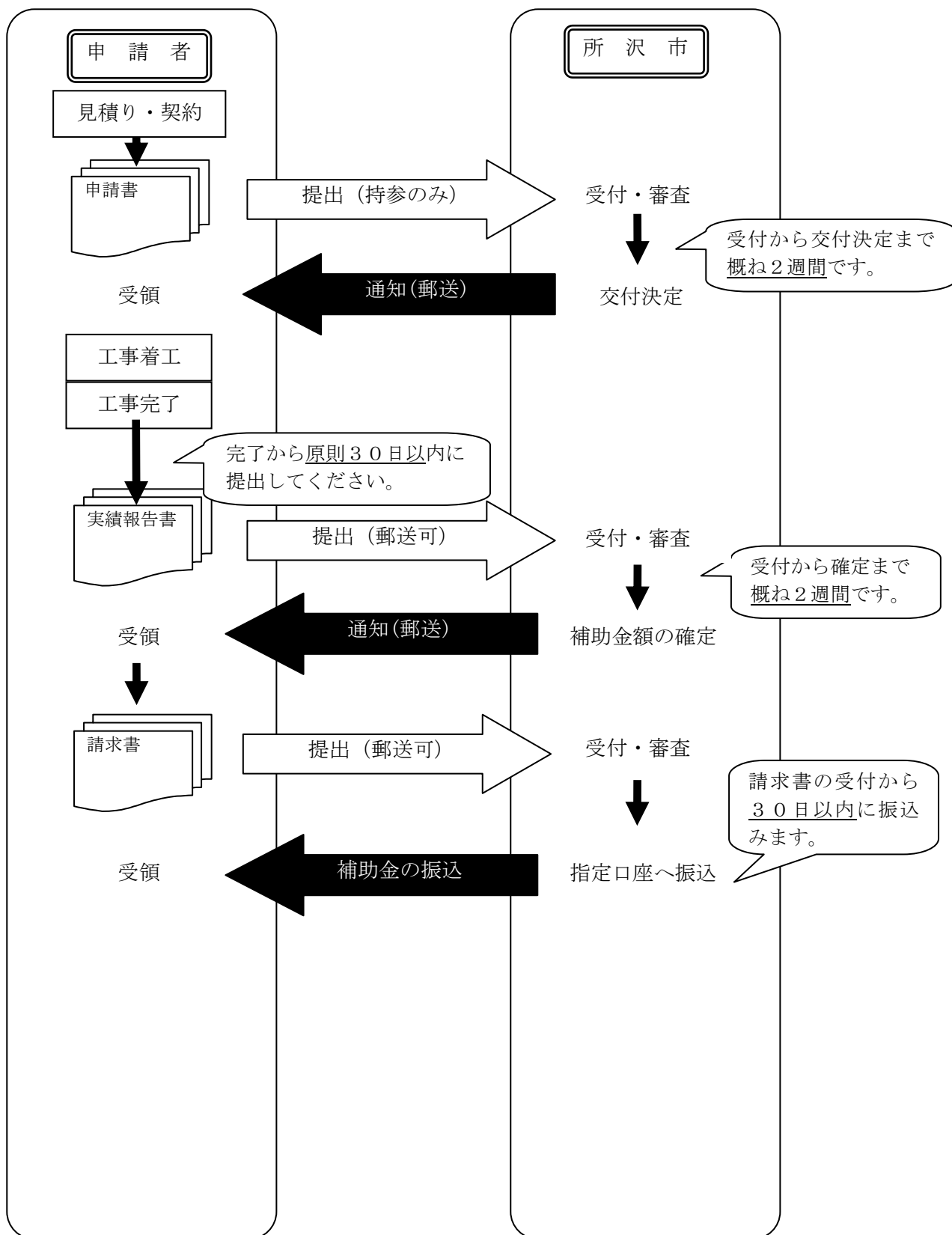
平成30年4月16日(月)
～平成31年2月28日(木)
(※予算がなくなり次第受付終了)

—目次—

補助金が振り込まれるまでの流れ	・・・P3
全ての補助対象項目に係る共通事項	・・・P4～P9
補助対象者、補助対象事業の実施期間	・・・P4
申請期間、申請方法、補助対象事業、金額及び上限額（一覧）	・・・P5
補助対象経費	・・・P6
実績報告、請求、補助対象事業の変更	・・・P7
補助対象事業の廃止、管理、処分の制限、書類の保存など	・・・P8
各補助対象項目の対象要件及び必要書類	・・・P9～P24
No.1 太陽光発電システム	・・・P10
No.2 太陽光採光システム（太陽光追尾式）	・・・P11
No.3 太陽熱利用システム	・・・P12
No.4 地中熱利用システム	・・・P13
No.5 高効率機器（給湯又は空調）	・・・P14
No.6 エネルギー管理システム（BEMS、HEMS）	・・・P15
No.7 蓄電池	・・・P16
No.8 エコカー （電気自動車、プラグインハイブリッド自動車、燃料電池自動車）	・・・P17
No.9 エコカー充電設備（急速充電器、普通充電器）	・・・P18
No.10 冷凍冷蔵設備	・・・P19
No.11 省エネ照明（LED 等）	・・・P20
No.12 エコオフィス（低炭素建築物）	・・・P21
No.13 エコオフィス（ネット・ゼロ・エネルギー・ビル）	・・・P22
No.14 その他（高遮熱塗装等）	・・・P23

様式及び書式、事業計画書（記入例）

補助金が振り込まれるまでの流れ



全ての補助対象項目に係る共通事項

1. 補助対象者

- ・自らが事業を営み、又は活動する市内の事業所等において補助対象事業を実施する個人又は法人（※1）
- ・埼玉県地球温暖化対策推進条例第12条の適用を受けない者（※2）
- ・補助金の申請時、実績報告時に市税の滞納がない者（※3）
- ・同一の事業について、市のその他の補助金の交付を受けていない者（※4）
- ・個人にあっては、実績報告時に本市の住民基本台帳に記録されている者

- ※1 { 賃貸住宅等の共有部分（廊下や階段等）に使用するために補助対象事業を実施する賃貸住宅等の所有者の方も補助対象者になります。
- ※1 { 市外に事業の本拠地を置く事業者が、市内の事業所に補助対象事業を実施する場合も、補助の対象となります。
（例）市外の本社が、市内にあるA支店に補助対象事業を実施する場合
- ※2 埼玉県地球温暖化対策推進条例第12条とは、年度（4月1日～翌年3月31日）のエネルギー使用量（原油換算値）が1,500k l以上の事業者又は大規模小売店舗法に基づく大規模小売店舗で、かつ、店舗面積1万㎡以上の事業者に地球温暖化対策計画の策定を義務付ける規定です。
- ※3 納税の状況について、市の内部のシステムにより確認させていただきます。ただし、場合によっては、納税証明書の提出を求める場合もあります。
- ※4 { 国、県などからの補助金を受けた場合でも補助の対象となります。また、補助対象事業を実施するための資金調達に関する補助を受ける場合でも補助の対象となります。
（例）市の設備投資に対する利子補給制度（所沢市中小企業設備投資融資利子補給事業）を受ける場合でも補助の対象となります。
- ※4 { 本補助金の交付を受けることができるのは、同一年度内に1事業者あたり1回限りです。

2. 補助対象事業の実施期間

（この期間中に補助対象項目に係る機器等を取得する必要があります。）
平成30年4月1日（日）から平成31年3月29日（金）まで

- ※ 前年度に既に契約締結を行い、当該期間中に工事や引渡し等を実施する場合も対象とします。

◆取得とは？

補助対象事業の取得とは、工事の完了、事業所等の引渡しなど補助金の実績報告をすることができる状態になったことをいいます。

そのため、例えば、太陽光発電システムの工事が平成31年3月29日までに完了しても、電力会社との電力受給契約の締結がそれ以降となる場合には、補助の対象とはなりません。

3. 申請期間（この期間中に、申請を行ってください。）

平成30年4月16日（月）～平成31年2月28日（木）まで

※先着順で受付します。ただし、補助金の申請額が予算に達し次第、受付を終了します。

4. 申請方法（必要書類は、P10以降をご参照ください。）

所沢市環境クリーン部環境政策課（市役所5階）に、「所沢市スマートエネルギー補助金交付申請書（事業者用）（様式第3号）」に必要書類を添付して持参してください。

5. 補助対象事業、補助金額及び上限額（一覧）

（各補助対象項目の対象要件は、P10以降をご参照ください）

補助対象経費の合計が100万円以上（税込）である事業が補助対象事業となります。*5

◆補助対象項目（事業所の区分（既存・新規）によって、補助対象項目が異なります。）

補助対象項目		既存事業所 *6	新規事業所	補助金額	上限額
太陽光発電システムの導入		○	○	補助対象経費の5分の1	200万円
太陽光採光システムの導入（太陽光追尾式）		○	○		
太陽熱利用システムの導入		○	○		
地中熱利用システムの導入		○	○		
高効率機器（給湯又は空調）の購入		○	—		
エネルギー管理システム(BEMS、HEMS)		○	○		
蓄電池		○	○	10万円	
エコカーの購入	・電気自動車 ・プラグインハイブリッド自動車	○	—	50万円	
	・燃料電池自動車	○	—		
エコカー充電設備の設置		○	—	補助対象経費の5分の1	
冷凍冷蔵設備		○	—		
省エネ照明(LED等) 【単独申請不可*7】	照明器具	○	—		
	電球形ランプ				
エコオフィスの建設・改修		○	○		
その他（事業用機械等）		○	—		

*5 補助対象項目「太陽熱利用システム」と「高効率機器」を実施する場合で、「太陽熱利用システム」の補助対象経費が80万円、「高効率機器」の補助対象経費が20万円の場合には、補助対象経費の合計が100万円であるため、補助の対象になります。

*6 既存事業所とは、申請のあった日までに1年以上継続して事業を営み、又は活動している事業所のことをいい、新規事業所とはそれ以外の事業所のことをいいます。

*7 省エネ照明（LED等）は1項目のみでの申請はできません。上記の表に掲げる補助対象項目から、省エネ照明（LED等）を含めて2項目以上実施する事業である場合のみ申請可能となります。

◆加算措置

「所沢市企業立地支援条例（※8）」に基づく認定（企業立地協力者奨励金にかかる認定は除く。）を受けた事業の場合には、次の金額を加算します。

加算額	上記の補助金の上限額に100万円を加算する。
-----	------------------------

※8 所沢市企業立地支援条例に基づく認定についての詳細は、市役所別館1階産業経済部産業振興課（Tel04-2998-9157）へお問い合わせください。

6. 補助対象経費

補助対象経費は、補助対象項目に係る機器等の購入費用や設置に伴う工事費等補助対象事業を実施するのに必要不可欠と考えられる経費です。

（※既存設備の撤去費用や認定費用などは対象となりません。）

◆各補助対象項目の補助対象経費

補助対象項目		補助対象経費
太陽光発電システム		① 機器費 設備機器、必要不可欠な付属機器 ② 設置工事費 設計費、材料費、雑材料費、労務費 機器搬入費、消耗品費 その他市長が認める経費
太陽光採光システム（太陽光追尾式）		
太陽熱利用システム		
地中熱利用システム		
高効率機器（給湯又は空調）		
エネルギー管理システム(BEMS、HEMS)		
蓄電池		
エコカー充電設備(急速充電器、普通充電器)		
冷凍冷蔵設備		
省エネ照明(LED等)	照明器具	
	電球形ランプ	① 機器費
エコオフィス (ネット・ゼロ・エネルギービル、低炭素建築物)		① 設備費 ② 工事費
その他（事業用機械等）		市長が認める経費
エコカー (電気自動車、プラグインハイブリッド自動車、燃料電池自動車)		車両本体購入費 (※リース契約の場合には、リース契約金額のうち車両本体価格に相当する金額)

7. 実績報告（必要書類は、P10以降をご参照ください）

補助対象事業を完了した日から30日以内又は平成31年3月29日（金）のいずれか早い日までに、「所沢市スマートエネルギー補助金実績報告書（事業者用）（様式第11号）」に必要書類を添付して、提出してください。（※9）

※9 郵送による提出も受け付けますが、郵便物の到着が確認できる方法でお送りいただくことをお勧めします。

なお、郵送による提出の場合には、事業完了から30日以内又は平成31年3月29日までに環境政策課に到着することが必要です。

8. 請求（必要書類は、P10以降をご参照ください）

実績報告後、市の審査後に「所沢市スマートエネルギー補助金額確定通知書」を送付しますので、到着後、速やかに「所沢市スマートエネルギー補助金請求書（様式第14号）」を提出してください。（※10）

※10 郵送による提出も受け付けますが、郵便物の到着が確認できる方法でお送りいただくことをお勧めします。

なお、この請求書のご提出がないと補助金の振込みができませんので、必ず提出してください。

9. 補助対象事業の変更

補助金の交付の決定を受けた後、補助対象事業の内容を変更しようとする場合（※11）は、「所沢市スマートエネルギー補助金変更申請書（様式第7号）」に必要書類を添付して提出してください。（※12）

【必要書類】

- ・変更内容を確認することができる書類（変更契約書の写し、図面等）

※11 変更申請書の提出が必要となる場合は、補助対象経費、補助金申請額、契約の相手方、導入する機器等に変更がある場合です。（なお、予算の執行状況により、変更申請することで補助金申請額を増額できます。）

※12 郵送による提出も受け付けますが、郵便物の到着が確認できる方法でお送りいただくことをお勧めします。

10. 補助対象事業の廃止

補助金の交付の決定を受けた後、補助対象事業を中止又は廃止しようする場合は、「所沢市スマートエネルギー補助金廃止等届出書（様式第9号）」を提出してください。（※13）

※13 郵送による提出も受け付けますが、郵便物の到着が確認できる方法でお送りいただくことをお勧めします。

11. 管理

補助金の交付の対象となった事業により取得した財産等については、事業を完了した日から起算して5年間（以下「管理期間」という）は、善良な管理者の注意をもって適正に管理してください。

12. 処分の制限

管理期間中、やむを得ない事由により、補助金の交付の対象となった事業により取得した財産等を譲渡、貸付、担保に供する場合には、「所沢市スマートエネルギー補助金財産処分承認申請書（書式8）」により市の承認を得てください。（※14）

※14 郵送による提出も受け付けますが、郵便物の到着が確認できる方法でお送りいただくことをお勧めします。

13. 補助金に係る書類の保存

補助金の交付に係る関係書類などは、補助対象事業の完了した日の属する年度の翌年度から5年間保存してください。

14. アンケートの実施

対象事業実施後の効果を把握するため、補助金交付後、必要に応じて事業の導入に係るアンケートを送付する場合がありますので、ご協力をお願い致します。

各補助対象項目の対象要件及び必要書類

補助対象項目によって、必要書類が異なりますのでご注意ください。
ただし、複数の補助対象項目を同時に実施する場合、次の書類は1部の提出でかまいません。

【1部を提出する書類（複数の補助対象項目を同時に実施する場合）】

申請時	① 所沢市スマートエネルギー補助金交付申請書（事業者用）（様式第3号） ② 事業者又はその他市長が認める団体であることを証する書類の写し（法人の登記事項証明（履歴事項の全部事項証明）又は開業届出等） ③ 当該建物の登記事項証明書（全部事項証明書）の写し（※16） ④ 案内図（住宅地図等）（※17） ⑤ 建物所有者同意書（※18） ⑥ 所沢市企業立地支援奨励金交付対象事業者認定通知書の写し ※加算措置の適用を受ける場合
実績報告時	所沢市スマートエネルギー補助金実績報告書（事業者用）（様式第11号）
請求時	所沢市スマートエネルギー補助金交付請求書（様式第14号）

※15 例えば、「太陽光発電システム」、「高効率機器」についての補助金を申請する場合には、次ページ以降の表にも補助対象項目ごとの必要書類を記載していますが、上表に記載されている書類については2部提出する必要はなく、1部の提出でかまいません。

※16 複数の事業所に補助対象事業を実施する場合には、事業所ごとの建物登記事項証明（全部事項証明）の写しが必要です。

※17 複数の事業所に補助対象事業を実施する場合には、事業所ごとの案内図が必要です。

※18 複数の事業所に補助対象事業を実施する場合には、事業所ごとの同意書が必要です。

No.1 太陽光発電システム

対象要件	<ul style="list-style-type: none"> ・中古品又は自作品でないもの ・日本工業規格（JIS 基準）又はそれに準じた認証等を受けたもの ・性能の保証、設置後のサポート等がメーカー等によって確保されているもの ・電力会社との電力受給契約に基づき電力の受給を行うもの ・設置する太陽電池モジュールの公称最大出力が 1kW 以上のもの
必要書類 (申請時)	<ol style="list-style-type: none"> ① 所沢市スマートエネルギー補助金交付申請書（事業者用）（様式第3号） ② 事業計画書 ③ 補助対象事業の実施効果が分かる書類 ④ 事業者又はその他市長が認める団体であることを証する書類の写し （法人の登記事項証明書（履歴事項の全部事項証明書）又は開業届出等） ⑤ 当該建物の登記事項証明書（全部事項証明書）の写し ⑥ 契約書等の写し（補助対象経費が確認できるもの） ⑦ 施工前の現況写真 ※申請時に、既に建物がある場合 ⑧ 太陽電池モジュールの配置図 ⑨ 導入システムのカタログの写し ⑩ 案内図（住宅地図等） ⑪ 建物所有者同意書 ※申請者以外の所有者がいる場合 ⑫ 所沢市企業立地支援奨励金交付対象事業者認定通知書の写し ※加算措置の適用を受ける場合
必要書類 (実績報告時)	<ol style="list-style-type: none"> ① 所沢市スマートエネルギー補助金実績報告書（事業者用）（様式第11号） ② 領収書等の写し（社印等の押印があるもの）※申請年度のものに限る。 ③ 施工写真（建物全景、設置箇所の施工中、施工後の写真） ④ 完成図面 ⑤ 電力会社との電力受給契約を証する書類の写しとして、次のいずれか。 <ul style="list-style-type: none"> ・需給契約締結後、電力会社より送付される「接続契約のご案内」 ・電力受給契約申込書の写し（接続契約承諾日が確認できるものに限る。）
必要書類 (請求書)	所沢市スマートエネルギー補助金交付請求書（様式第14号）

備考

- ・「太陽光発電システム」とは、太陽電池を利用することにより、太陽光を受けて発電するシステムのことをいいます。
- ・契約書等の写しには、社印等の押印が必要です。
- ・領収書等の写しは、販売証明書（書式1）で代替することができます。ただし、申請年度に取得したことが確認できる書類（建物引渡し証、納品書、工事完了報告書等）の添付が必要です。

No.2 太陽光採光システム（太陽光追尾式）

対象要件	<ul style="list-style-type: none"> ・中古品又は自作品でないもの ・太陽光を採光するために太陽光追尾装置によって駆動する採光部を備えた屋内の照明用途に利用するもの
必要書類 (申請時)	<ol style="list-style-type: none"> ① 所沢市スマートエネルギー補助金交付申請書（事業者用）（様式第3号） ② 事業計画書 ③ 補助対象事業の実施効果が分かる書類 ④ 事業者又はその他市長が認める団体であることを証する書類の写し（法人の登記事項証明書（履歴事項の全部事項証明書）又は開業届出等） ⑤ 当該建物の登記事項証明書（全部事項証明書）の写し ⑥ 契約書等の写し（補助対象経費が確認できるもの） ⑦ 施工前の現況写真 ※申請時に、既に建物がある場合 ⑧ 設計図面 ⑨ 導入システムのカタログの写し ⑩ 案内図（住宅地図等） ⑪ 建物所有者同意書 ※申請者以外の所有者がいる場合 ⑫ 所沢市企業立地支援奨励金交付対象事業者認定通知書の写し ※加算措置の適用を受ける場合
必要書類 (実績報告時)	<ol style="list-style-type: none"> ① 所沢市スマートエネルギー補助金実績報告書（事業者用）（様式第11号） ② 領収書等の写し（社印等の押印があるもの）※申請年度ののものに限る。 ③ 施工写真（建物全景、設置箇所の施工中、施工後の写真） ④ 完成図面
必要書類 (請求時)	所沢市スマートエネルギー補助金交付請求書（様式第14号）

備考

- ・「太陽光採光システム」とは、自然採光が不十分又は不可能な空間にも反射板や光ファイバー等を使用することで太陽光を取り入れることができるシステムのことをいいます。当該システムのうち、太陽光を採光するために太陽光追尾装置によって駆動する採光部を備えた太陽光追尾式を補助対象とします。
- ・契約書等の写しには、社印等の押印が必要です。
- ・領収書等の写しは、販売証明書（書式1）で代替することができます。ただし、申請年度に取得したことが確認できる書類（建物引渡し証、納品書、工事完了報告書等）の添付が必要です。

No.3 太陽熱利用システム

対象要件	<ul style="list-style-type: none"> ・中古品又は自作品でないもの ・一般財団法人ベターリビングの優良住宅部品の認定を受けたもの、又は、それと同等以上の性能を有すると市が認めるもの (※インターネットで確認することができます。)
必要書類 (申請時)	<ol style="list-style-type: none"> ① 所沢市スマートエネルギー補助金交付申請書(事業者用)(様式第3号) ② 事業計画書 ③ 補助対象事業の実施効果が分かる書類 ④ 事業者又はその他市長が認める団体であることを証する書類の写し (法人の登記事項証明書(履歴事項の全部事項証明書)又は開業届出等) ⑤ 当該建物の登記事項証明書(全部事項証明書)の写し ⑥ 契約書等の写し(補助対象経費が確認できるもの) ⑦ 施工前の現況写真 ※申請時に、既に建物がある場合 ⑧ 設計図 ⑨ 導入システムのカatalogの写し ⑩ 案内図(住宅地図等) ⑪ 建物所有者同意書 ※申請者以外の所有者がいる場合 ⑫ 所沢市企業立地支援奨励金交付対象事業者認定通知書の写し ※加算措置の適用を受ける場合
必要書類 (実績報告時)	<ol style="list-style-type: none"> ① 所沢市スマートエネルギー補助金実績報告書(事業者用)(様式第11号) ② 領収書等の写し(社印等の押印があるもの) ※申請年度のものに限る。 ③ 施工写真(建物全景、設置箇所の施工中、施工後の写真) ④ 完成図面
必要書類 (請求時)	所沢市スマートエネルギー補助金交付請求書(様式第14号)

備考

- ・「太陽熱利用システム」とは、太陽熱エネルギーを集熱器に集めて給湯等に利用するシステムのことをいう。
- ・契約書等の写しには、社印等の押印が必要です。
- ・領収書等の写しは、販売証明書(書式1)で代替することができます。ただし、申請年度に取得したことが確認できる書類(建物引渡し証、納品書、工事完了報告書等)の添付が必要です。

No.4 地中熱利用システム

	ヒートポンプ式	蓄熱式空気循環
対象要件	<ul style="list-style-type: none"> ・中古品又は自作品でないもの ・冷暖房のエネルギー消費効率（COP）が3.0以上であるもの ・地中熱交換器（熱交換井を含む。）が適切な深度又は総延長を有し、十分な採熱、又は放熱ができるもの 	<ul style="list-style-type: none"> ・中古品又は自作品でないもの ・地中熱パイプ又はダクトが適切な深度又は総延長を有し、十分な採熱又は放熱ができるもの
必要書類 （申請時）	<ol style="list-style-type: none"> ① 所沢市スマートエネルギー補助金交付申請書（事業者用）（様式第3号） ② 事業計画書 ③ 補助対象事業の実施効果分かる書類 ④ 事業者又はその他市長が認める団体であることを証する書類の写し（法人の登記事項証明書（履歴事項の全部事項証明書）又は開業届出等） ⑤ 当該建物の登記事項証明書（全部事項証明書）の写し ⑥ 契約書等の写し（補助対象経費が確認できるもの） ⑦ 施工前の現況写真 ※申請時に、既に建物がある場合 ⑧ 設計図 ⑨ 導入システムのカタログの写し ⑩ 案内図（住宅地図等） ⑪ 地下水採取許可申請書又は地下水採取届出書の写し ※地下水採取許可又は地下水採取届出が必要な場合に限る。 ⑫ 建物所有者同意書 ※申請者以外の所有者がいる場合 ⑬ 所沢市企業立地支援奨励金交付対象事業者認定通知書の写し ※加算措置の適用を受ける場合 	
必要書類 （実績報告時）	<ol style="list-style-type: none"> ① 所沢市スマートエネルギー補助金実績報告書（事業者用）（様式第11号） ② 領収書等の写し（社印等の押印があるもの）※申請年度のものに限る。 ③ 施工写真（建物全景、設置箇所の施工中、施工後の写真） ④ 完成図面 ⑤ 地下水採取許可証の写し ※地下水採取許可が必要な場合 	
必要書類 （請求時）	所沢市スマートエネルギー補助金交付請求書（様式第14号）	

備考

- ・「地中熱利用システム」とは、年間を通して安定した温度の地中熱（地下水熱を含む。）を熱源とし、空調又は給湯等に利用するシステムのことで、ヒートポンプを活用するヒートポンプシステム及び蓄熱層を活用する蓄熱式空気循環のことをいいます。
- ・契約書等の写しには、社印等の押印が必要です。
- ・領収書等の写しは、販売証明書（書式1）で代替することができます。ただし、申請年度に取得したことが確認できる書類（建物引渡し証、納品書、工事完了報告書等）の添付が必要です。

No.5 高効率機器（給湯又は空調）

<p>対象要件</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・中古品又は自作品でないもの ・補助金の交付の申請を受けた日までに市内において1年以上継続して事業を営んでいる事業所に設置するもの ・給湯又は空調を用途とする機器であるもの ・従前に使用していた機器と比較して一次エネルギー使用量を10%以上削減するもの ・業務用又は産業用であるもの
<p>必要書類 (申請時)</p>	<ol style="list-style-type: none"> ① 所沢市スマートエネルギー補助金交付申請書（事業者用）（様式第3号） ② 事業計画書 ③ 補助対象事業の実施効果が分かる書類 （既存機器と比較し、一次エネルギー使用量が10%以上削減されることが分かるもの） ④ 事業者又はその他市長が認める団体であることを証する書類の写し （法人の登記事項証明書（履歴事項の全部事項証明書）又は開業届出等） ⑤ 当該建物の登記事項証明書（全部事項証明書）の写し ⑥ 契約書等の写し（補助対象経費が確認できるもの） ⑦ 施工前の現況写真（既存機器） ⑧ 設計図 ⑨ 導入機器のカタログの写し ⑩ 案内図（住宅地図等） ⑪ 建物所有者同意書 ※申請者以外の所有者がいる場合 ⑫ 所沢市企業立地支援奨励金交付対象事業者認定通知書の写し ※加算措置の適用を受ける場合
<p>必要書類 (実績報告時)</p>	<ol style="list-style-type: none"> ① 所沢市スマートエネルギー補助金実績報告書（事業者用）（様式第11号） ② 領収書等の写し（社印等の押印があるもの）※申請年度のものに限る。 ③ 施工写真 （建物全景、既存機器の撤去写真、設置箇所の施工中、施工後の写真） ④ 完成図面
<p>必要書類 (請求時)</p>	<p>所沢市スマートエネルギー補助金交付請求書（様式第14号）</p>

備考

- ・「高効率機器」とは、給湯又は空調を用途とする機器で、かつ、既存機器のエネルギー使用量と比べて10%以上のエネルギー使用量を削減する機器のことをいいます。
- ・契約書等の写しには、社印等の押印が必要です。
- ・領収書等の写しは、販売証明書（書式1）で代替することができます。ただし、申請年度に取得したことが確認できる書類（建物引渡し証、納品書、工事完了報告書等）の添付が必要です。

No.6 エネルギー管理システム（BEMS、HEMS）

対象要件	<ul style="list-style-type: none"> ・中古品又は自作品でないもの ・「EHCONET Lite」規格を標準インターフェイスとして搭載しているもの（※インターネットで確認することができます。） ・エネルギー使用量を個別に計測・蓄積し、「見える化」が図られているもの
必要書類 （申請時）	<ol style="list-style-type: none"> ① 所沢市スマートエネルギー補助金交付申請書（事業者用）（様式第3号） ② 事業計画書 ③ 補助対象事業の実施効果分かる書類 ④ 事業者又はその他市長が認める団体であることを証する書類の写し （法人の登記事項証明書（履歴事項の全部事項証明書）又は開業届出等） ⑤ 当該建物の登記事項証明書（全部事項証明書）の写し ⑥ 契約書等の写し（補助対象経費が確認できるもの） ⑦ 施工前の現況写真 ※申請時に、既に建物がある場合 ⑧ 設計図 ⑨ 導入機器のカタログの写し ⑩ 案内図（住宅地図等） ⑪ 建物所有者同意書 ※申請者以外の所有者がいる場合 ⑫ 所沢市企業立地支援奨励金交付対象事業者認定通知書の写し ※加算措置の適用を受ける場合
必要書類 （実績報告時）	<ol style="list-style-type: none"> ① 所沢市スマートエネルギー補助金実績報告書（事業者用）（様式第11号） ② 領収書等の写し（社印等の押印があるもの）※申請年度のものに限る。 ③ 施工写真 （建物全景、設置箇所の施工中、施工後の写真） ④ 完成図面
必要書類 （請求時）	所沢市スマートエネルギー補助金交付請求書（様式第14号）

備考

- ・「ホームエネルギー管理システム(BEMS、HEMS)」とは、電力使用量などを自動で実測しエネルギーの見える化を図るとともに、エネルギー使用の効率化及び電力需要の制御を図るシステムのことをいいます。
- ・契約書等の写しには、社印等の押印が必要です。
- ・領収書等の写しは、販売証明書（書式1）で代替することができます。ただし、申請年度に取得したことが確認できる書類（建物引渡し証、納品書、工事完了報告書等）の添付が必要です。

No.7 蓄電池

対象要件	<ul style="list-style-type: none"> ・中古品又は自作品でないもの ・国が平成28年度以降に実施する住宅のエネルギー利用の効率化を図るための補助事業（住宅省エネリノベーション促進事業又は省エネルギー投資促進に向けた支援補助金等）の補助対象機器として一般社団法人環境共創イニシアチブに認められたもの又は、それと同等以上の機能を有すると市が認めるもの
必要書類 (申請時)	<ol style="list-style-type: none"> ① 所沢市スマートエネルギー補助金交付申請書（事業者用）（様式第3号） ② 事業計画書 ③ 補助対象事業の実施効果が分かる書類 ④ 事業者又はその他市長が認める団体であることを証する書類の写し（法人の登記事項証明書（履歴事項の全部事項証明書）又は開業届出等） ⑤ 当該建物の登記事項証明書（全部事項証明書）の写し ⑥ 契約書等の写し（補助対象経費が確認できるもの） ⑦ 施工前の現況写真 ※申請時に、既に建物がある場合 ⑧ 設計図 ⑨ 導入機器のカタログの写し ⑩ 案内図（住宅地図等） ⑪ 建物所有者同意書 ※申請者以外の所有者がいる場合 ⑫ 所沢市企業立地支援奨励金交付対象事業者認定通知書の写し ※加算措置の適用を受ける場合
必要書類 (実績報告時)	<ol style="list-style-type: none"> ① 所沢市スマートエネルギー補助金実績報告書（事業者用）（様式第11号） ② 領収書等の写し（社印等の押印があるもの）※申請年度のものに限る。 ③ 施工写真 （建物全景、設置箇所の施工中、施工後の写真） ④ 完成図面
必要書類 (請求時)	所沢市スマートエネルギー補助金交付請求書（様式第14号）

備考

- ・「蓄電池」とは、再生可能エネルギーにより発電した電力又は夜間電力等を利用して繰り返し電気を蓄え、停電時や電力需要のピーク時等必要に応じて電気を活用することができるシステムのことをいい、リチウムイオンの電極間移動による酸化・還元をすることで電氣的エネルギーを供給する高性能な充電式の蓄電池（リチウムイオン電池）のことをいいます。
- ・契約書等の写しには、社印等の押印が必要です。
- ・領収書等の写しは、販売証明書（書式1）で代替することができます。ただし、申請年度に取得したことが確認できる書類（建物引渡し証、納品書、工事完了報告書等）の添付が必要です。

No.8 エコカー（電気自動車、プラグインハイブリッド車、燃料電池自動車）

対象要件	<ul style="list-style-type: none"> ・中古品又は自作品でないもの ・補助金の交付の申請を受けた日までに市内において1年以上継続して事業を営んでいる事業所において使用するもの ・リース契約の場合には、4年以上の契約期間を設けているもの <p>※補助金の交付を受けた財産は5年間の管理が必要のため、リース契約期間が5年未満である場合は5年間の管理計画について確認を取ることがあります。</p>
必要書類 (申請時)	<ol style="list-style-type: none"> ① 所沢市スマートエネルギー補助金交付申請書（事業者用）（様式第3号） ② 事業計画書 ③ 補助対象事業の実施効果が分かる書類 ④ 事業者又はその他市長が認める団体であることを証する書類の写し （法人の登記事項証明書（履歴事項の全部事項証明書）又は開業届出等） ⑤ 契約書等の写し（補助対象経費が確認できるもの） ⑥ 導入車両のカタログの写し ⑦ 案内図（住宅地図等）
必要書類 (実績報告時)	<ol style="list-style-type: none"> ① 所沢市スマートエネルギー補助金実績報告書（事業者用）（様式第11号） ② 領収書等の写し（社印等の押印があるもの）※申請年度のものに限る。 ③ 車検証の写し ④ 保管場所標章番号通知書（車庫証明申請に係る通知書）の写し
必要書類 (請求時)	所沢市スマートエネルギー補助金交付請求書（様式第14号）

備考

- ・「エコカー」とは、ガソリンのみを利用する車に比べ、環境への負荷が小さい自動車のことをいい、バッテリー（蓄電池）に蓄えた電気でモーターを回転させて走る「電気自動車」及び家庭用電源等の電気を車両側のバッテリーに充電することのできる「プラグインハイブリッド自動車」及び車載の水素と空気中の酸素を反応させて燃料電池を発電し、その電気でモーターを回転させて走る「燃料電池自動車」のことをいいます。
- ・契約書等の写しには、社印等の押印が必要です。
- ・領収書等の写しは、販売証明書（書式1）で代替することができます。ただし、申請年度に取得したことが確認できる書類（建物引渡し証、納品書、工事完了報告書等）の添付が必要です。
- ・自動車販売業者及びリース事業者は原則補助対象者となりません。
- ・「エコカー」の取得日は、車検証の登録年月日（交付年月日）とします。（※納車日ではありません）

No.9 エコカー充電設備（急速充電器、普通充電器）

対象要件	<ul style="list-style-type: none"> ・中古品又は自作品でないもの ・補助金の交付の申請を受けた日までに市内において1年以上継続して事業を営んでいる事業所に設置するもの ・不特定多数の利用が可能であるもの ・リース契約の場合には、8年以上の契約期間を設けているもの
必要書類 (申請時)	<ol style="list-style-type: none"> ① 所沢市スマートエネルギー補助金交付申請書（事業者用）（様式第3号） ② 事業計画書 ③ 事業者又はその他市長が認める団体であることを証する書類の写し （法人の登記事項証明書（履歴事項の全部事項証明書）又は開業届出等） ④ 当該建物の登記事項証明書（全部事項証明書）の写し ⑤ 契約書等の写し（補助対象経費が確認できるもの） ⑥ 施工前の現況写真 ※申請時に、既に建物がある場合 ⑦ 設計図 ⑧ 導入設備のカタログの写し ⑨ 案内図（住宅地図等） ⑩ 建物所有者同意書 ※申請者以外の所有者がいる場合 ⑪ 所沢市企業立地支援奨励金交付対象事業者認定通知書の写し ※加算措置の適用を受ける場合
必要書類 (実績報告時)	<ol style="list-style-type: none"> ① 所沢市スマートエネルギー補助金実績報告書（事業者用）（様式第11号） ② 領収書等の写し（社印等の押印があるもの）※申請年度のものに限る。 ③ 施工写真（建物全景、設置箇所の施工中、施工後の写真） ④ 完成図面
必要書類 (請求時)	所沢市スマートエネルギー補助金交付請求書（様式第14号）

備考

- ・「エコカー充電設備」とは、電気自動車及びプラグインハイブリッド自動車に充電するための設備のことをいい、電源から充電用の直流電力を作り出す電源装置及び電池の充電を制御する機能を共に有する定格出力10kW以上の急速充電器（充電コネクタ、ケーブルその他の装備一式を備えた設備に限る。）、漏電遮断器及びコントロールパイロット機能（使用・非使用の切替え可能なもの）を有する定格出力10kW未満の普通充電器（充電コネクタ、ケーブルその他の装置一式を備えた設備に限る。）のことです。
- ・契約書等の写しには、社印等の押印が必要です。
- ・領収書等の写しは、販売証明書（書式1）で代替することができます。ただし、申請年度に取得したことが確認できる書類（建物引渡し証、納品書、工事完了報告書等）の添付が必要です。
- ・自動車販売業者及びリース事業者は原則補助対象者となりません。

No.10 冷凍冷蔵設備

<p>対象要件</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 中古品又は自作品でないもの ・ 補助金の交付の申請を受けた日までに市内において1年以上継続して事業を営んでいる事業所に設置するもの ・ 従前に使用していた機器と比較して一次エネルギー使用量を10%以上削減するもの ・ 業務用又は産業用であるもの
<p>必要書類 (申請時)</p>	<ol style="list-style-type: none"> ① 所沢市スマートエネルギー補助金交付申請書(事業者用)(様式第3号) ② 事業計画書 ③ 補助対象事業の実施効果が分かる書類 (既存機器と比較し、一次エネルギー使用量が10%以上削減されることが分かるもの) ④ 事業者又はその他市長が認める団体であることを証する書類の写し (法人の登記事項証明書(履歴事項の全部事項証明書)又は開業届出等) ⑤ 当該建物の登記事項証明書(全部事項証明書)の写し ⑥ 契約書等の写し(補助対象経費が確認できるもの) ⑦ 施工前の現況写真(既存機器) ⑧ 設計図 ⑨ 導入機器のカタログの写し ⑩ 案内図(住宅地図等) ⑪ 建物所有者同意書 ※申請者以外の所有者がいる場合 ⑫ 所沢市企業立地支援奨励金交付対象事業者認定通知書の写し ※加算措置の適用を受ける場合
<p>必要書類 (実績報告時)</p>	<ol style="list-style-type: none"> ① 所沢市スマートエネルギー補助金実績報告書(事業者用)(様式第11号) ② 領収書等の写し(社印等の押印があるもの) ※申請年度のものに限る。 ③ 施工写真 (建物全景、設置箇所の施工中、施工後の写真) ④ 完成図面
<p>必要書類 (請求時)</p>	<p>所沢市スマートエネルギー補助金交付請求書(様式第14号)</p>

備考

- ・ 「冷凍冷蔵設備」とは、冷凍又は冷蔵を用途とする機器で、かつ、既存機器のエネルギー使用量と比べて10%以上のエネルギー使用量を削減する機器のことをいいます。
- ・ 契約書等の写しには、社印等の押印が必要です。
- ・ 領収書等の写しは、販売証明書(書式1)で代替することができます。ただし、申請年度に取得したことが確認できる書類(建物引渡し証、納品書、工事完了報告書等)の添付が必要です。

No.11 省エネ照明（LED等）【単独申請不可※】

※省エネ照明（LED等）は1項目のみでの申請はできません。補助対象項目から、省エネ照明（LED等）を含め2項目以上実施する場合のみ申請可能となります。

	照明器具	電球形ランプ
対象要件	<ul style="list-style-type: none"> ・中古品又は自作品でないもの ・補助金の交付の申請を受けた日までに市内において1年以上継続して事業を営んでいる事業所に設置するもの ・グリーン購入法の「環境物品等の調達に関する基本方針」に定める品目のうち、LED照明器具の判断基準①～③を満たすもの又は同等の基準をみたしているもの ・移動可能な照明器具又は電池式による照明器具でないもの 	<ul style="list-style-type: none"> ・中古品又は自作品でないもの ・補助金の交付の申請を受けた日までに市内において1年以上継続して事業を営んでいる事業所に設置するもの ・グリーン購入法の「環境物品等の調達に関する基本方針」に定める品目のうち、電球形状のランプの判断基準①を満たすもの又は同等の基準をみたしているもの ・移動可能な照明器具又は電池式による照明器具に装着しないもの
必要書類 (申請時)	<ol style="list-style-type: none"> ① 所沢市スマートエネルギー補助金交付申請書（事業者用）（様式第3号） ② 事業計画書 ③ 補助対象事業の実施効果が分かる書類 ④ 事業者又はその他市長が認める団体であることを証する書類の写し（法人の登記事項証明書（履歴事項の全部事項証明書）又は開業届出等） ⑤ 当該建物の登記事項証明書（全部事項証明書）の写し ⑥ 契約書等の写し（補助対象経費が確認できるもの） ⑦ 施工前の現況写真（既存機器） ⑧ 設計図 ⑨ 導入機器のカタログの写し ⑩ 案内図（住宅地図等） ⑪ 建物所有者同意書 ※申請者以外の所有者がいる場合 ⑫ 所沢市企業立地支援奨励金交付対象事業者認定通知書の写し ※加算措置の適用を受ける場合 	
必要書類 (実績報告時)	<ol style="list-style-type: none"> ① 所沢市スマートエネルギー補助金実績報告書（事業者用）（様式第11号） ② 領収書等の写し（社印等の押印があるもの）※申請年度のものに限る。 ③ 施工写真 （建物全景、設置箇所の施工中、施工後の写真） ④ 完成図面 	
必要書類 (請求時)	所沢市スマートエネルギー補助金交付請求書（様式第14号）	

備考

- ・「省エネ照明」とは、発光ダイオード（LED）などの高効率照明機器のことをいいます。
- ・契約書等の写しには、社印等の押印が必要です。
- ・領収書等の写しは、販売証明書（書式1）で代替することができます。ただし、申請年度に取得したことが確認できる書類（建物引渡し証、納品書、工事完了報告書等）の添付が必要です。
- ・一つの機器で照明器具及び電球形ランプを併用して申請することはできません。

No.12 エコオフィス（低炭素建築物）

対象要件	<ul style="list-style-type: none"> ・中古品又は自作品でないもの ・都市の低炭素化促進に関する法律（平成24年法律第84号）に定める低炭素建築物の認定を受けたもの
必要書類 （申請時）	<ol style="list-style-type: none"> ① 所沢市スマートエネルギー補助金交付申請書（事業者用）（様式第3号） ② 事業計画書 ③ 補助対象事業の実施効果が分かる書類 ④ 事業者又はその他市長が認める団体であることを証する書類の写し （法人の登記事項証明書（履歴事項の全部事項証明書）又は開業届出等） ⑤ 当該建物の登記事項証明書（全部事項証明書）の写し ⑥ 契約書等の写し（補助対象経費が確認できるもの） ⑦ 施工前の現況写真 ※申請時に、既に建物がある場合 ⑧ 設計図 ⑨ 低炭素建築物認定に係る各種書類の写し （設計内容説明書、計画認定申請書、計画認定通知書） ⑩ 案内図（住宅地図等） ⑪ 建物所有者同意書 ※申請者以外の所有者がいる場合 ⑫ 所沢市企業立地支援奨励金交付対象事業者認定通知書の写し ※加算措置の適用を受ける場合
必要書類 （実績報告時）	<ol style="list-style-type: none"> ① 所沢市スマートエネルギー補助金実績報告書（事業者用）（様式第11号） ② 領収書等の写し（社印等の押印があるもの）※申請年度のものに限る。 ③ 施工写真（建物全景、施工中、施工後の写真） ④ 完成図面 ⑤ 認定低炭素建築物新築等計画に基づく建築物の建築工事が完了した旨の報告書の写し
必要書類 （請求時）	所沢市スマートエネルギー補助金交付請求書（様式第14号）

備考

- ・「低炭素建築物」とは、都市の低炭素化の促進に関する法律に定める低炭素建築物の認定を受けた建築物のことをいう。
- ・契約書等の写しには、社印等の押印が必要です。
- ・領収書等の写しは、販売証明書（書式1）で代替することができます。ただし、申請年度に取得したことが確認できる書類（建物引渡し証、納品書、工事完了報告書等）の添付が必要です。

No.13 エコオフィス（ネット・ゼロ・エネルギー・ビル）

対象要件	<ul style="list-style-type: none"> ・中古品又は自作品でないもの ・経済産業省資源エネルギー庁による住宅・ビルの革新的省エネルギー技術導入促進事業費補助金（ネット・ゼロ・エネルギー・ビル実現に向けた先進的省エネルギー建築物実証事業）の交付決定を受けたもの
必要書類 （申請時）	<ol style="list-style-type: none"> ① 所沢市スマートエネルギー補助金交付申請書（事業者用）（様式第3号） ② 事業計画書 ③ 補助対象事業の実施効果が分かる書類 ④ 事業者又はその他市長が認める団体であることを証する書類の写し（法人の登記事項証明書（履歴事項の全部事項証明書）又は開業届出等） ⑤ 当該建物の登記事項証明書（全部事項証明書）の写し ⑥ 契約書等の写し（補助対象経費が確認できるもの） ⑦ 施工前の現況写真 ※申請時に、既に建物がある場合 ⑧ 設計図 ⑨ ネット・ゼロ・エネルギー・ビル実証事業の各種書類の写し（交付申請書、実施計画書、交付決定通知書） ⑩ 案内図（住宅地図等） ⑪ 建物所有者同意書 ※申請者以外の所有者がいる場合 ⑫ 所沢市企業立地支援奨励金交付対象事業者認定通知書の写し ※加算措置の適用を受ける場合
必要書類 （実績報告時）	<ol style="list-style-type: none"> ① 所沢市スマートエネルギー補助金実績報告書（事業者用）（様式第11号） ② 領収書等の写し（社印等の押印があるもの）※申請年度のものに限る。 ③ 施工写真（建物全景、施工中、施工後の写真） ④ 完成図面 ⑤ ネット・ゼロ・エネルギー・ビル実証事業の確定通知書の写し
必要書類 （請求時）	所沢市スマートエネルギー補助金交付請求書（様式第14号）

備考

- ・「ネット・ゼロ・エネルギー・ビル」とは、ビルの先進的省エネルギー建築物実証事業の交付決定を受けた建築物のことをいいます。
- ・契約書等の写しには、社印等の押印が必要です。
- ・領収書等の写しは、販売証明書（書式1）で代替することができます。ただし、申請年度に取得したことが確認できる書類（建物引渡し証、納品書、工事完了報告書等）の添付が必要です。

No.14 その他

対象要件	<ul style="list-style-type: none"> ・中古品又は自作品でないもの ・補助金の交付の申請を受けた日までに市内において1年以上継続して事業を営んでいる事業所に設置するもの ・従前に使用していた機器と比較して1次エネルギー使用量を10%以上削減するもの ・製造又は販売の用に供する機器（建築物を含む。） ・業務用又は産業用であるもの
必要書類 (申請時)	<ol style="list-style-type: none"> ① 所沢市スマートエネルギー補助金交付申請書（事業者用）（様式第3号） ② 事業計画書 ③ 補助対象事業の実施効果が分かる書類 ④ 事業者又はその他市長が認める団体であることを証する書類の写し（法人の登記事項証明書（履歴事項の全部事項証明書）又は開業届出等） ⑤ 当該建物の登記事項証明書（全部事項証明書）の写し ⑥ 契約書等の写し（補助対象経費が確認できるもの） ⑦ 施工前の現況写真（既存機器） ⑧ 設計図 ⑨ 導入機器等のカタログの写し ⑩ 案内図（住宅地図等） ⑪ 建物所有者同意書 ※申請者以外の所有者がいる場合 ⑫ 所沢市企業立地支援奨励金交付対象事業者認定通知書の写し ※加算措置の適用を受ける場合
必要書類 (実績報告時)	<ol style="list-style-type: none"> ① 所沢市スマートエネルギー補助金実績報告書（事業者用）（様式第11号） ② 領収書等の写し（社印等の押印があるもの）※申請年度のものに限る。 ③ 施工写真 （建物全景、既存機器の撤去写真、設置箇所の施工中、施工後の写真） ④ 完成図面 ⑤ その他市長が認めるもの
必要書類 (請求時)	所沢市スマートエネルギー補助金交付請求書（様式第14号）

備考

- ・「その他」の具体例としては、工場で使われる工業用機械などが挙げられます。
なお、補助対象となるか否かは必要書類を精査した後に決定するため、申請を受け付けたことによって、補助対象であることを確約するものではありませんので、ご了承ください。
- ・契約書等の写しには、社印等の押印が必要です。
- ・領収書等の写しは、販売証明書（書式1）で代替することができます。ただし、申請年度に取得したことが確認できる書類（建物引渡し証、納品書、工事完了報告書等）の添付が必要です。